

桜井市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、桜井市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（令和6年3月桜井市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(地域住民等の範囲)

第3条 条例第2条第6号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 事業区域が活動範囲に含まれる地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2に規定する地縁による団体その他これに類する団体
- (2) 事業の実施により影響を受けることが懸念される農林業その他の産業を営む者で組織する団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業の実施により影響を受けることが懸念されると市長が認める者

(抑制区域)

第4条 条例第9条第2項の規則で定める抑制区域は、次に掲げるものとする。

- (1) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第1項の宅地造成等工事規制区域及び同法第26条第1項の特定盛土等規制区域
- (2) 河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項の河川区域及び同法第54条第1項の河川保全区域
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域
- (4) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第3号に規定する国定公園の

区域

- (5) 奈良県自然環境保全条例（昭和47年3月奈良県条例第26号）第27条第1項に規定する景観保全地区の区域及び第2項に規定する環境保全地区の区域
 - (6) 桜井市風致地区条例（平成24年12月桜井市条例第31号）第4条に規定する風致地区の区域
 - (7) 景観法（平成16年法律第110号）第8条第2項第1号の規定に基づく桜井市景観計画により定められた重点景観形成区域
 - (8) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）第4条第1項に規定する歴史的風土保存区域
 - (9) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項に規定する史跡名勝天然記念物が所在する区域及びその近接する土地並びに同法第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地
 - (10) 奈良県文化財保護条例（昭和52年3月奈良県条例第26号）第38条第1項に規定する県指定史跡名勝天然記念物が所在する区域及びその近接する土地
 - (11) 桜井市文化財保護条例（昭和55年3月桜井市条例第2号）第5条第1項に規定する桜井市指定文化財のうち記念物が所在する区域及びその近接する土地
 - (12) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第6項第1号イの農用地区域及び同号ロの規定による第1種農地
 - (13) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の鳥獣保護区の区域
 - (14) 世界遺産暫定一覧表に記載されている「飛鳥・藤原」の構成資産候補である特別史跡山田寺跡の区域及び当該史跡に近接する土地
- （事前協議）

第5条 条例第10条第1項の規則で定める事前協議は、次に掲げる書類を市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 事前協議申請書（第1号様式）
- (2) 事業者を証明する書類（個人の場合にあつては住民票、法人の場合にあつては登記事項証明書）
- (3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第3項の規定により認定を受けた場合は、その事業計画等の写し
- (4) 位置図
- (5) 事業区域及びその隣接地の公図又は地籍図
- (6) 事業区域の土地の登記事項証明書
- (7) 事業区域調書（権利者一覧表）（第2号様式）
- (8) 現況図（平面図及び縦横断図）
- (9) 現況写真（事業区域内及びその周辺の状況が分かるもの）
- (10) 土地利用計画図（平面図及び縦横断図）
- (11) 工作物設計図（平面図、立面図、断面図及び構造図）
- (12) 造成計画図（平面図及び縦横断図）
- (13) 排水計画図（平面図）
- (14) 資力があることを証する書類（残高証明書、預貯金通帳の写し、融資証明書等）
- (15) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の事前協議が整ったときは、事業者に対し事前協議済書（第3号様式）を交付するものとする。

（標識の設置）

第6条 条例第11条に規定する標識の設置は、標識（第4号様式）により行うものとする。

(説明会の実施)

第7条 条例第12条第1項の規則で定める説明会は、次に掲げる方法により実施するものとする。

- (1) 公民館、集会所その他の地域住民等が参加しやすい場所で開催すること。
- (2) 多数の参加が見込まれる日時にて開催すること。
- (3) 必ず1回以上開催し、地域住民等から開催の要望があった場合は、これに応じること。
- (4) 説明会の開催に要する費用は、全て事業者が負担すること。
- (5) 事業の計画又はその概要を記載した印刷物の配布その他適切な方法により地域住民等に丁寧に説明を行うこと。
- (6) 説明会に出席できなかった地域住民等から求めがあった場合は、個別に説明を行うこと。

2 条例第12条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 騒音、振動、粉じん及び雨水への対策に関する事項
- (2) 太陽光発電設備の保守、安全管理、維持管理
- (3) 質問、意見、要望とその対応

(届出)

第8条 条例第13条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 事前協議済書 (第3号様式)
- (2) 事業届出書 (第5号様式)
- (3) 説明会実施状況報告書 (第6号様式)
- (4) 誓約書 (第7号様式)
- (5) 第5条第1項各号の書類の内容に変更があった場合は、変更後の当該書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 条例第13条第2項の規則で定める変更の届出は、事業変更届出書 (第8号様式) を市長に届け出ることにより行うものとする。

3 条例第13条第3項の規則で定める地位の承継の届出は、事業承継届出書(第9号様式)を市長に届け出ることにより行うものとする。

(事業終了後の措置)

第9条 条例第15条第1項の規則で定める届出は、事業終了届出書(第10号様式)によるものとする。

2 市長は、事業者に対し、条例第15条第2項及び第3項に規定する太陽光発電設備の撤去及び廃棄物の処理に充てる費用の積立て等の状況を確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

(立入検査員証)

第10条 条例第16条第2項の規定により職員が立入又は検査をする場合は、立入検査員証(第11号様式)を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(指導)

第11条 条例第17条の規定による指導は、指導書(第12号様式)によるものとする。

(勧告)

第12条 条例第18条の規定による勧告は、勧告書(第13号様式)によるものとする。

(命令)

第13条 条例第19条の規定による命令は、命令書(第14号様式)によるものとする。

(意見聴取)

第14条 条例第20条第2項の規定による意見聴取の手続は、桜井市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成10年12月桜井市規則第24号)の例による。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、

市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）桜井市長

住所

氏名

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

事前協議申請書

桜井市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第10条第1項の規定により、下記のとおり協議を申請します。

記

1 事業名

2 事業区域の所在地及び面積 桜井市 番 ほか 筆
合計面積 m²（公簿・実測）

3 発電出力 kW

4 事業予定期間 年 月 日から 年間

5 設置工事

(1) 着手予定日 年 月 日から

(2) 完了予定日 年 月 日まで

6 連絡先

所在地：

担当者氏名：

電話番号：

7 添付書類

- (1) 事業者を証明する書類（個人の場合は住民票、法人の場合は登記事項証明書）
- (2) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第3項の規定により認定を受けた場合は、その事業計画等の写し
- (3) 位置図
- (4) 事業区域及びその隣接地の公図又は地籍図
- (5) 事業区域の土地の登記事項証明書
- (6) 事業区域調書（権利者一覧表）（第2号様式）
- (7) 現況図（平面図及び縦横断図）
- (8) 現況写真（事業区域内及びその周辺の状況が分かるもの）
- (9) 土地利用計画図（平面図及び縦横断図）
- (10) 工作物設計図（平面図、立面図、断面図及び構造図）
- (11) 造成計画図（平面図及び縦横断図）
- (12) 排水計画図（平面図）
- (13) 資力があることを証する書類（残高証明書、預貯金通帳の写し、融資証明書等）
- (14) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第5条関係）

事業区域調書（権利者一覧表）

| 所在及び地番 | 地目 | 地積 | 権利種別 | 権利者 | | 摘要 |
|--------|----|----|------|-----|----|----|
| | | | | 氏名 | 住所 | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

- 1 権利種別欄は、所有権、抵当権等の権利の種類を記入してください。
- 2 地目欄及び地積欄は、登記簿上の地目及び公簿面積を記入してください。現況地目及び実測面積が登記簿と一致しない場合は、摘要欄にその旨を記入してください。
- 3 同一物件に権利者が2名以上ある場合は、摘要欄にその旨を記入してください。

第3号様式（第5条・第8条関係）

第 号
年 月 日

様

桜井市長

事前協議済書

年 月 日付けで事前協議の申請があった下記の事業について、桜井市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則第5条第2項の規定により、事前協議が整ったので通知します。

記

1 事業名

2 事業区域の所在地 桜井市 番 ほか 筆

3 事業区域の面積 合計面積 m^2 （□公簿・□実測）

第4号様式（第6条関係）

標 識

| 太陽光発電設備設置計画のお知らせ | |
|--------------------------------------|-----------------------------|
| ・太陽光発電設備設置計画の概要について、次のとおりお知らせします。 | |
| ・詳細については、設置者又は管理者までお問合せください。 | |
| ・地域住民等の皆さまに、説明会を予定しています。詳細は別途ご案内します。 | |
| 事業名 | |
| 工事期間 | 着工予定日 年 月 日 |
| | 完了予定日 年 月 日 |
| 事業区域の所在地 | |
| 事業区域面積 | m ² |
| 発電出力 | k w |
| 事業者 | 住所： 氏名又は名称： |
| 設計者 | 住所： 氏名又は名称： |
| 工事施工者 | 住所： 氏名又は名称： |
| 標識設置年月日 | 年 月 日 |

（注意事項）

1. サイズは、縦 900mm×横 900mm 以上にしてください。
2. 風雨等により容易に破損し、又は倒壊しない材質及び構造にしてください。
3. 風雨等により、文字が不鮮明にならないようにしてください。
4. 発電を開始する日までの間、設置してください。

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）桜井市長

住所
氏名
電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所
の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

事業届出書

桜井市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第13条第1項の規定により、事業の実施について、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 事業名
 - 2 事業区域の所在地及び面積
桜井市
合計面積
番 ほか 筆
m² (□公簿・□実測)
kW
 - 3 発電出力
 - 4 事業期間 年 月 日から 年間
 - 5 説明会実施日 年 月 日
 - 6 事業の概要
(1) 設置工事に関する計画
ア 着手予定日 年 月 日から
イ 完了予定日 年 月 日まで
ウ 施工者 住 所 氏 名 電話番号
エ 設計者 住 所 氏 名 電話番号
 - 7 事業禁止区域・抑制区域の確認
(1) 事業禁止区域 該当あり（条例第8条第 号に該当）
該当なし
(2) 抑制区域 該当あり（規則第4条第 号に該当）
該当なし
 - 8 関係法令等の手続状況
関係法令等による許可、認可、届出等の状況
 - 9 添付書類
(1) 事前協議済書（第3号様式）
(2) 説明会実施状況報告書（第6号様式）
(3) 誓約書（第7号様式）
(4) 規則第5条第1項各号の書類の内容に変更があった場合は、変更後の当該書類
(5) その他市長が必要と認める書類
- ※ 事前協議申請書（第1号様式）の添付書類として既に提出されている書類で内容に変更がある場合は、本届出書に添付して提出してください。

第 6 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

（宛先）桜井市長

住所
氏名
電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所
の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

説明会実施状況報告書

桜井市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第 12 条の規定により、説明会を開催したので、下記のとおり実施状況を報告します。

記

- 1 事業名
- 2 事業区域の所在地 桜井市 番 ほか 筆
- 3 説明会の実施状況
 - (1) 開催日時 年 月 日（ 時 分～ 時 分）
 - (2) 開催場所
 - (3) 説明会の参加人数 地域住民等 人 説明者 人
- 4 説明内容
 - (1) 事業計画の内容
 - (2) 災害発生の防止（排水設備の整備、傾斜地での安全対策等）、自然環境、生活環境、景観等の保全に関する事項
 - (3) 災害その他の非常事態への対応に関する事項
 - (4) 構造の安全性
 - (5) 事業期間中の安全管理
 - (6) 事業終了後の措置に関する事項
 - (7) 騒音、振動、粉じん及び雨水への対策に関する事項
 - (8) 太陽光発電設備の保守、安全管理、維持管理
 - (9) 質問、意見、要望とその対応
 - (10) その他特記事項
- 5 添付書類
 - (1) 説明会の出席者名簿
 - (2) 説明会の配布資料
 - (3) 説明会の議事録
 - (4) 市長が必要と認める書類

第7号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）桜井市長

住所

氏名

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所
の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

誓約書

私は、桜井市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例、桜井市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則その他の関係法令等を遵守し、下記の事項に配慮することを誓い、地域住民等との間に問題が生じた場合には、責任をもって解決することを誓約します。

記

- 1 地域住民等の理解を得るとともに、災害発生の防止、自然環境、生活環境、景観等の保全に支障が生じないように、常時安全かつ良好な状態を維持します。
- 2 太陽光発電設備の設置及び管理に関し、設置工事中も含め、苦情、事故、被害及び紛争が生じたときは、必要な措置を講ずるとともに、自らの責任及び負担において解決に当たります。
- 3 太陽光発電設備を第三者に転売し、又は譲渡した場合は、この誓約条項を相手方に責任をもって承継させます。
- 4 桜井市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の施行に必要な限度において、事業の状況等について報告を求められた場合には、直ちに報告します。

第 8 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

（宛先）桜井市長

住所

氏名

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所
の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

事業変更届出書

桜井市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第 13 条第 2 項
の規定により、事業の変更について、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業名

2 事業区域の所在地 桜井市 番 ほか 筆

3 事業届出日 年 月 日

4 事業変更の内容

| 変更前 | 変更後 |
|-----|-----|
| | |

5 事業変更の理由

6 添付書類

市長が必要と認める書類

第9号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）桜井市長

住所
氏名
電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

事業承継届出書

桜井市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第13条第3項の規定により、事業者の地位の承継について、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 事業名
- 2 事業区域の所在地
- 3 継承前の事業者の住所及び氏名
住所
氏名
- 4 承継年月日
- 5 承継の理由
- 6 廃棄等費用の確保の方法
- 7 連絡先
所 在
担当者
電話番号
- 8 お客様相談先（連絡先とは別に相談先がある場合に記入してください）
所 在
担当者
電話番号
- 9 添付資料
その他市長が必要と認める書類

第 10 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

（宛先）桜井市長

住所

氏名

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所
の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

事業終了届出書

桜井市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第 15 条第 1 項
の規定により、事業の終了について、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 事業名
- 2 事業区域の所在地 桜井市 番 ほか 筆
- 3 事業届出日 年 月 日
- 4 事業終了日 年 月 日
- 5 事業終了の理由
- 6 撤去及び廃棄処分に関する計画の概要
 - (1) 撤去予定時期及び撤去事業者
 - (2) 廃棄処分予定時期及び廃棄処分事業者
 - (3) 撤去及び廃棄処分に係る費用
- 7 添付書類
市長が必要と認める書類

第 12 号様式（第 11 条関係）

第 号
年 月 日

様

桜井市長



指導書

桜井市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第 17 条の規定により、下記のとおり指導します。

記

1 事業名

2 事業区域の所在地 桜井市 番 ほか 筆

3 指導事項

第 13 号様式（第 12 条関係）

第 号
年 月 日

様

桜井市長



勧告書

桜井市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第 18 条の規定により、下記のとおり勧告します。

記

1 事業名

2 事業区域の所在地

桜井市

番 ほか 筆

3 勧告事項【措置の期限： 年 月 日】

第 14 号様式（第 13 条関係）

第 号
年 月 日

様

桜井市長



命令書

桜井市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第 19 条の規定により、下記のとおり命令します。

なお、この命令に従わない場合は、同条例第 20 条第 1 項の規定により、氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに当該命令の内容を公表することがあります。

記

1 事業名

2 事業区域の所在地 桜井市

番 ほか 筆

3 命令事項【措置の期限： 年 月 日】

この決定について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 3 月以内に、市長に対し審査請求をすることができます。

また、この決定に対する処分取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に、桜井市を被告として（訴訟において桜井市を代表する者は桜井市長となります。）提起することができます。ただし審査請求をした後に処分取消しの訴えを提起する場合は、審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して 6 ヶ月以内が出訴期間となります。